

議案第26号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

第6条の4第3項第1号を次のように改める。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号までに掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち、別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>54, 150円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>43, 350円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>32, 500円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>27, 100円</u></p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち、別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>41, 700円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>33, 350円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>25, 000円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>20, 850円</u></p>

- (5) 第5号区分 21,700円
- (6) 第6号区分 零
- 2 (略)
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの
その勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項
第1号から第6号までに掲げる職員の区分にあつて
は当該各号に定める額
- (2)～(5) (略)
- 4 (略)

- (5) 第5号区分 16,700円
- (6) 第6号区分 零
- 2 (略)
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの
その勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項
第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区
分にあつては当該各号に定める額、同項第5号に掲
げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を
適用して計算した額
- (2)～(5) (略)
- 4 (略)